

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月26日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03-4586-1122（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町1-5-6
【電話番号】	03-4586-1122（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,660,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 383,460,000円 （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】****(1)【募集の条件】**

発行数	8,300,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,660,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.20円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.20円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年4月11日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社小僧寿し 管理本部 東京都中央区日本橋蛸殻町1-5-6
払込期日	2019年4月11日(木)
割当日	2019年4月11日(木)
払込取扱場所	三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

(注)1. 第5回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)については、2019年3月26日付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下、「本契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は8,300,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日(以下に定義する。)に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される(当該修正が行われた日を以下、「修正日」という。)。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱世由が発生しなかった日をいう。行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初26円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 8,300,000株(発行済株式総数(2018年12月31日現在)に対する割合は24.96%)</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 217,460,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられていない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は8,300,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p>

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、46円(以下、「当初行使価額」という。)とする。

3. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	383,460,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	1. 本新株予約権の行使期間 2019年4月12日(当日を含む。)から2021年4月12日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。 2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合) (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討して参りましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本スキーム」という。)が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達方法であることから、本資金調達方法によるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本資金調達方法を採用することを決定しました。

(1) 資金調達目的

当社は、持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」等のブランドを中心に、全国で251店舗（2019年2月28日現在）を展開しておりますが、第43期（2010年12月期）以降第50期（2017年12月期）まで継続して売上高の減少及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、第51期（2018年12月期）連結会計年度においては、子会社化した「株式会社デリズ」（以下、「デリズ」という。）に係るのれんの減損計上及び業務統合システムの減損計上が大きく影響し、また、「持ち帰り寿し事業等」においては、「唐揚げ」業態の併設による効果は一部あったものの持ち帰り寿しの売上高の減少による減益の他、当社の主力商品であるマグロ等の海産物原材料の高騰による仕入原価の上昇等の影響が想定以上であった点、仕入原価の上昇を売上高の減少により吸収出来なかった点、最低賃金の上昇による人件費率の増加が想定以上であった点、期初に想定していた以上の不採算店舗の撤退費用等の発生に伴い費用が増加した点が減益要因となり、「デリバリー事業」においては、出店候補地における物件取得が計画通りに進まずに新規出店が計画を下回ると共に、適正な店舗運営に必要な人員数が確保できず、想定店舗収益が悪化した結果、親会社株主に帰属する当期純損失16億6,800万円を計上し、10億4,700万円の債務超過となっております。

また、キャッシュ・フローの状況についても、上記の影響を受けた結果、第51期（2018年12月期）の営業キャッシュ・フロー（連結）は4億3,200万円のマイナスを計上し、同期末日現在の現金及び預金残高（連結）は、2億100万円となっております。

これらの状況により、当社グループにおいては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。また、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号（関連規則は同601条第1項第5号）（債務超過）に該当するため、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。当社グループでは、これらの事象又は状況を改善するため、以下の施策を進め、当社グループの収益構造を改善していくとともに、財務基盤の強化を図っております。

1）「小僧寿し」及び「茶月」店舗のリブランド・プロジェクト

2）デリバリー事業の推進

3）本部機能の統合による経費削減

「1）「小僧寿し」及び「茶月」店舗のリブランド・プロジェクト」については、現在の消費者のライフスタイルやニーズに即した店舗を開発し、全国の直営店舗及びフランチャイズ店舗について、リブランド化を進めております。具体的には、持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」のリブランド推進の取り組みの第一段階として、「小僧寿し」の既存店舗に唐揚げブランド「元祖 中津唐揚げ」を併設した、お寿しと唐揚げのテイクアウト店舗を開発致しました。2018年12月期においては、上記店舗の開発から、既存店舗への唐揚げブランドの併設を推進し、合計43店舗のリブランドを実施しております。なお、当該唐揚げブランドを併設した対象43店舗において、2018年12月期の店舗売上高は前年比120%超となり、リブランド実施による改善効果を確認しております。今後、既存店舗への唐揚げブランドの併設を更に進めていく一方で、唐揚げブランドのみならず、リブランド推進の取り組みの第二段階として、「とんかつ」「天井」「海鮮丼」などの複合ブランドを併設した店舗の開発を進め、お寿し以外の中食需要に適う店舗への移行を進めております。当該取り組みについては、2019年1月に、「小僧寿し 葛西中央通り店（住所：東京都江戸川区中葛西）」をモデル店舗として開発を行っており、店舗開設から現時点における約2ヶ月間の短期間ではありますが店舗売上高は前年同期比150%超となり、唐揚げブランド併設店舗以上の堅調な推移をしております。今後も店舗のリブランドを推進していく予定でございます。また、資本業務提携先である株式会社JFLAホールディングス（旧社名：株式会社アスラポート・ダイニング。以下、「JFLAホールディングス」という。）の運営するブランドとの連携により、JFLAホールディングスの商品を活用した新ブランドの既存店舗における併設なども検討しております。これらの取り組みにより、より多くのお客様のニーズに即した店舗を開発し、幅広い世代に必要なとされ、今以上に愛されるブランドへと進化して参ります。

「2）デリバリー事業の推進」については、(1)小僧寿し既存店舗を活用したデリバリー店舗の展開、(2)JFLAホールディングスが運営するブランドの導入によるデリバリーメニューの充実、(3)人気レストラン及びシェフとのコラボレーションによるデリバリーブランドの開発を進めております。2019年1月には、JFLAホールディングスが運営する「どさん子」ラーメンブランドを導入しております。また、複合宅配事業の推進による事業再編を進めており、連結子会社であるデリズでは、現在20店舗の複合型宅配事業店舗を開設しております。すなわち、デリズにおいては、WEBを主体として広告を展開し、イートイン形式の提供機能を持たない宅配専門店である「バーチャル・レストラン」の運営に加えて、自社の宅配店舗を基点として、近隣に出店されている牛丼チェーンやハンバーガーチェーン、その他個人経営の飲食店等の商品を当社グループにて宅配代行を行う「宅配代行」の事業を営んでおり、当社グループにおける複合型宅配事業店舗とは、かかる「バーチャル・レストラン」の運営拠点としての機能と「宅配代行」の機能の双方を有する宅配店舗の総称になります。当社は、複合型宅配事業店舗を2018年12月期において15店舗開設し、デリバリーエリアの拡大を図っておりますが、更なる当該事業の推進として、売上高が減退している「小僧寿し」「茶月」の持ち帰り寿し店について高い売上

高の創出が見込まれる複合型宅配事業店舗への業態転換を進めること、及び、デリバリーエリアの更なる拡大を図る複合型宅配事業店舗の新規出店を進めることで、収益力の向上を図って参ります。

「3)本部機能の統合による経費削減」については、一部子会社の本部機能を統合することによるコスト削減を実施致しました。今後、更に管理機能の実態分析を行い、組織体系の変更による人員配置の見直しによって業務の効率化を図り、人件費を含む経費の削減に努めて参ります。

以上の施策を通じて、当社グループは、安定的な利益の確保と財務体質の改善を図り、債務超過解消に努めております。

当社は、2018年5月9日を払込期日として、「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」を発行し、4億円の資金調達を実施しております。その資金使途の内訳は、「2)デリバリー事業の推進」にて記載をいたしました、複合型宅配事業店舗の出店費用として、下記の資金使途を計画しておりました。

2018年5月9日発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金の使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	現時点の支出額 (百万円)	実績の支出時期
宅配事業拠点物件確保費用 (敷金等)	81	2018年5月～2021年 2月	24	2018年5月～2019年3 月
宅配事業拠点 造作関連費用	88		28	
宅配事業拠点 厨房設備費用	180		27	
宅配事業拠点 初期備品関連 費用	14		10	
宅配事業拠点 人材採用費	32		24	
合計額	395		113	

上記の資金充当により、2021年2月までに、30店舗超の新規出店を計画しておりましたが、適正な営業が出来る人員確保が困難となり、人員の採用コスト、また、アルバイト時給の高騰、および新規出店にかかる費用が当初想定を超える費用となったため、2018年12月末時点で19店舗の新規出店を計画していた当初想定を下回る15店舗の出店実施で推移しております。

当社は当初計画の資金使途395百万円について、2019年3月時点において既に113百万円を充当しておりますが、上記に記載する新規出店費用の超過に伴い、当初計画を上回る資金充当状況となっております。また一方で、当期業績の悪化に伴い、連結の営業キャッシュ・フローは432百万円のマイナスを計上する状況であり、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達を実施した以前の自己資金のみでは、運転資金の支払いが不足する状況となり、当初計画の資金使途には予定していない、運転資金への一部充当を行っております。なお、2019年2月末時点での当該充当額は208百万円であり、また、未充当の資金残高74百万円において、現時点においては、当初の資金使途の計画に沿い、宅配事業拠点の開設費用(物件確保費用として9百万円、造作関連費用として42百万円、厨房設備費用として20百万円、初期備品費として3百万円)に充当する予定でございます。しかしながら、今後業績が改善せず、営業キャッシュ・フローが悪化する場合において、運転資金に充当されることも想定をされる状況下で新たな資金調達を実施する必要が生じております。当社は、本件資金調達の実施に伴い、計画の遅滞が生じている複合型宅配事業店舗の開発を、当初計画通りに推進し、また、持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」の複合ブランド併設の実施を推進する事で、当社グループの抜本的な業績改善に努めて参ります。

しかしながら、前述の通り一定の進展はあるものの、いずれの施策も未だ実施途上であり、直ちに大幅な営業利益を生み出し、債務超過の状態を解消することは難しい状況であります。今後も上記の施策を継続することで、当社グループの収益構造を改善し、安定的な利益の確保に努めて参りますが、当社の現状を踏まえると、当該施策継続のための資金全額を手元資金から捻出することは難しく、また、企業の継続性や上場廃止の懸念を払拭し、お客様や取引先等との信頼関係を維持するためにも、可及的速やかに資本増強を行うことが必要な状況であります。

本件資金調達により、当社グループは、財務体質の改善を図るとともに、調達資金を活用し、上記に記載する、持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」のリブランド推進、及び、複合型宅配事業店舗の新規

出店等による更なるデリバリーエリアの拡大を進めることで、当社グループの収益構造を改善して参ります。

本件により既存株主の皆様には一時的に株式価値の希薄化が生じることとなりますが、持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」のリブランド推進及び複合型宅配事業店舗の開発による、当社グループの収益構造の改善ができれば、当社グループの企業規模も拡大し、中長期的には企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益に資するものと考えております。

(2)資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUND(以下、「割当予定先」という。)に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その302価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」という。)までの期間(以下、「全部コミット期間」という。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。302という日数は60価格算定期間に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その62価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「当初コミット期限」という。)までの期間(以下、「当初コミット期間」という。)に、1,300,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。62という日数は、12価格算定期間(全部コミット期間における価格算定期間数の20%)に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

さらに、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、その152価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「前半コミット期限」という。)までの期間(以下、「前半コミット期間」という。)に、3,300,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。152という日数は、30価格算定期間(全部コミット期間における価格算定期間数の半数)に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は2020年7月13日(本新株予約権の払込期日の翌取引日の302価格算定日目の日)、当初コミット期限は2019年7月17日(本新株予約権の払込期日の翌取引日の62価格算定日目の日)、前半コミット期限は2019年11月28日(本新株予約権の払込期日の翌取引日の152価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

なお、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%を下回った場合(以下、「コミット期間延長事由」という。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。当初コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、当初コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は1回(5価格算定日)を上限とします。)。さらに、前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計2回(10価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間、当初コミット期間及び前半コミット期間のいずれについても、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<全部コミット期間の短縮(コミット期間短縮事由)>

2019年7月12日以降の任意の価格算定日において、その価格算定日を最終日とする前20価格算定日の1日当たり平均出来高及び前60価格算定日の1日当たり平均出来高が共に280,000株を超過した場合(以下、「コミット期間短縮事由」という。)、その時点で残存する全部コミット期間(コ

ミット期間延長事由が発生し、延長された場合を含みます。)の日数が2/3に短縮されます(期間の計算において、端数は切り上げます)。

なお、当該短縮は1回に限られ、全部コミット期間短縮後、コミット期間短縮事由が生じた場合であっても、当該短縮は行われません。

<コミット条項の消滅>

当初コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う当初コミット期間の延長が1回を超えて発生した場合、当初コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は消滅します。また、前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は消滅します。さらに、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は消滅します。

また、全部コミット、当初コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットに係る義務は、本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合に消滅します。

なお、コミットに係る義務の消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行った上で、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「下限行使価額」は当初26円としますが、当該下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されません。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載した本件資金調達の目的に合う様々な資金調達方法を検討していましたが、今回の資金調達のアレンジャー業務を行ったEVOLUTION JAPAN証券株式会社から本スキームの提案を受けました。本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、当社の当面の資金ニーズを、比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって満たす設計となっていることから、当社の資金ニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善の資金調達方法であると判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

確実な資金調達

本新株予約権（対象となる普通株式8,300,000株）は、原則として2020年7月13日までに全部行使（全部コミット）されます。

時期に応じた資金調達

本新株予約権について、全部コミットに加え、原則として2019年7月17日までの本新株予約権の約15%（対象となる普通株式数1,300,000株）の行使（当初コミット）、及び原則として2019年11月28日までの本新株予約権の約40%（対象となる普通株式数3,300,000株）の行使（前半コミット）もコミットされており、全部コミットによるまとまった資金調達と、全部コミットと比べると比較的早期の段階における当初コミット及び前半コミットによるタイムリーな資金調達を両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は8,300,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している8,300,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

流動性向上時の資金調達速度促進

本契約におけるコミット期間短縮条項の存在により、当社の株式が市場で活発に売買される環境において、出来高が現在より大きく上回った場合、その高い流動性を活かして、速やかに資金調達を完了する事が可能です。なお、その場合においても行使価額には下限が設定しており、また対象となる株式数は固定されているため、希薄化が限定される仕組みとなっています。

[デメリット]

当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況やコミット期間延長事由が限度を超えて発生し、コミットが消滅した状況では、発行当初の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する一時的かつ直接的な影響が大きいことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、既存株主の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、割当先として適切な投資家を見つけることが難しいことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行当初に資金調達が可能となるものの、その全額が当初負債となり、その後の転換状況も株価に依拠する為、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、大株主である一般社団法人YSJアセットマネジメントは、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定です(契約期間: 2019年3月26日~2019年8月31日、貸借株数: 400,000株、貸借料: 年率1.0%、担保: 無し)。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされます。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
383,460,000	6,600,000	376,860,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(1,660,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額381,800,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、新株予約権評価(2,000,000円)・弁護士費用(4,500,000円)その他諸費用(株主事務手数料・外部調査費用等の100,000円)の合計額であります。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」の複合型宅配事業店舗への業態転換費用	42,000	2019年4月～2019年5月
持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」の複合ブランド併設費用	70,000	2019年4月～2021年4月
複合型宅配事業店舗の新店出店費用	264,860	2019年5月～2021年6月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金使途を充当する優先順位としては、上記表中の「具体的な使途」に記載の順に充当する予定ですが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、実際の差引手取額に応じて、各具体的な使途への充当金額を適宜変更する場合があります。その場合には、適時、適切に開示する予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合や、行使期間における株価の推移により調達できる資金が当初の予定に比べ減少した場合は、必要に応じて、自己資金や調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により充当金額の不足分を賄うことも検討する予定です。かかる追加での資金調達につきましては、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これによる借入余力の増加とあわせて当社グループの収益構造の改善も見込まれることから、許容可能と判断しております。他方で、本新株予約権によ

る調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、超過分は運転資金として利用することを想定しております。

以上の施策を目的として、当社は2019年3月26日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金のうち、上記使途に未充当の部分と本新株予約権の発行により調達する資金は同一の銀行口座で管理は行わず、分別管理を行い、それぞれの資金使途に合わせ支出を管理いたします。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」の複合型宅配事業店舗への業態転換費用

複合型宅配事業の推進の一環として、店舗当たりの収益性の改善が見込まれる「小僧寿し」「茶月」の持ち帰り寿し店舗において、「パーチャル・レストラン」の運営機能と「宅配代行」の双方の機能を有した複合型宅配店舗への業態転換を進め、店舗当たりの収益性の向上を図ります。

なお、当該業態転換については、2019年5月まで関東圏を中心に、基点となる店舗の半径2キロメートル圏内に6万世帯以上存在する地域を対象として12店舗の実施を予定しており、かかる費用の内訳は下記のとおりです。各店舗毎の費用については、出店する地域や工事の内容等により変動しますが、平均的な金額として1店舗当たり、防火設備、ガスの配管、排気装置等の設置に係る造作工事費用は2,000千円、冷凍冷蔵庫、厨房設備の導入等に係る厨房設備費用は1,500千円程度を見込んでおります。

- ・ 業態転換にかかる造作工事費用 24,000千円
- ・ 厨房設備設置費用 18,000千円

持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」の複合ブランド併設費用

持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」のリブランド推進の取組みとして、既存の持ち帰り寿し店舗に「唐揚げ」「とんかつ」「天井」「海鮮丼」のブランドを併設した、複合ブランド併設店舗へのリブランドを進め、現在の持ち帰り寿し店みの店舗機能から脱却し、お寿司以外の中食需要に合う店舗への移行を進めて参ります。

なお、当該店舗の開設については、2021年4月までに「小僧寿し」の直営店において70店舗の実施を予定しており、かかる費用の内訳は下記のとおりです。各店舗毎の費用については、出店する地域や工事の内容等により変動しますが、平均的な金額として1店舗当たり、1,000千円程度を見込んでおります。

- ・ 厨房設備の追加、看板の工事費用 70,000千円

複合型宅配事業店舗の新店出店費用

連結子会社であるデリズを主体として、「パーチャル・レストラン」の運営機能と「宅配代行」の双方の機能を有した複合型宅配店舗の出店を行い、デリバリーエリアの更なる拡大を図ります。

なお、当該店舗の出店については、2021年6月までに、政令指定都市を中心に、基点となる店舗の半径2キロメートル圏内に6万世帯以上存在する地域を対象として13店舗の実施を予定しており、かかる費用の内訳は下記のとおりです。本新株予約権の発行による調達額のうち、264,860千円を充当させていただき、その他の残額については自己資金又は金融機関からの借入による調達資金を充当する予定としております。なお、各店舗毎の費用については、出店する地域や工事の内容等により変動しますが、平均的な金額として1店舗当たり、造作工事費用15,000千円、厨房設備費用4,000千円、物件取得費用2,500千円程度を見込んでおります。

また、人材採用が想定通りに進まない等の理由で当社の予定通り出店が進まない場合、資金の支出時期が変動する可能性があります。その場合には、適時、適切に開示する予定です。

- ・ 新店出店にかかる造作工事費用 195,000千円
- ・ 厨房設備設置費用 52,000千円
- ・ 物件取得費用 32,500千円

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約58.4百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	マイケル・ラーチ 100%
	b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、複合型宅配事業店舗の開発及び持ち帰り寿司店「小僧寿し」「茶月」のリブランド推進費用のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討して参りました。そのような状況の中、2019年1月に割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社と初回の面談を実施し、その後、本新株予約権による資金調達の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。また、割当予定先であるEVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載のとおり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先であるEVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、8,300,000株です。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されています。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本契約を締結します。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という。）を行わせないこと。

イ．割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2019年1月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は株式貸借契約（相手先：一般社団法人YSJアセットマネジメント、代表者：井土 朋厚、所在地：福岡県福岡市筑紫野市筑紫駅前通2丁目4番地、契約期間：2019年3月26日～2019年8月31日、貸借株数：400,000株、貸借料：年率1.0%、担保：無し）に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、並びにEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治）に割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、並びにEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うこと及び当社株式の市場出来高が一定水準で推移することを想定し、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.20円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、2019年3月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名全員(全員が会社法上の社外監査役)も、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価と同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,300,000株(議決権数83,000個)は、2018年12月31日現在の当社発行済株式総数33,246,765株及び議決権数332,290個を分母とする希薄化率は24.96%(議決権ベースの希薄化率は24.98%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本件資金調達を通じて複合型宅配事業店舗の開発及び持ち帰り寿し店「小僧寿し」「茶月」のブランド推進費用に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆様の利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は534,799株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数8,300,000株を、割当予定先の全部コミット期間である302価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は約27,483株(直近6ヶ月平均出来高の約5.1%)となるため、当社株式の需給が悪化するおそれがありますが、上記のとおり、本件資金調達は、中長期的な企業価値の向上を通じて株主の皆様の利益に資するものと考えており、かかる需給の悪化のおそれによる不利益を上回る利益を株主の皆様にもたらすことが期待できると考えております。また、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大8,300,000株(議決権830,000個)ですが、本新株予約権は、複数回に分けて行使されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	-	-	8,300,000	19.99
株式会社JFLAホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁 目5番6号	4,093,211	12.32	4,093,211	9.86
一般社団法人YSJアセットマネ ジメント	福岡県福岡市博多区博多駅東2 丁目4-17	1,964,044	5.91	1,964,044	4.73
株式会社ラックランド	東京都新宿区西新宿3丁目18- 20	677,896	2.04	677,896	1.63
J.P.MORGAN SECURITIES PLC (常任代理人 JPモルガン証券 株式会社)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON UK (東京都千代田区丸の内2丁目 7番3号東京ビルディング)	461,674	1.39	461,674	1.11
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	408,300	1.23	408,300	0.98
井土 朋厚	福岡県筑紫野市	368,204	1.11	368,204	0.89
田籠 鶴己	福岡県久留米市	310,000	0.93	310,000	0.75
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目17-6	247,700	0.75	247,700	0.60
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2丁目 11-1山王パークタワー)	232,700	0.70	232,700	0.56
計	-	8,763,729	26.37	17,063,729	41.09

(注)1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年12月31日現在の株主名簿記載の株式数に基づき記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年12月31日現在の総議決権数(332,290個)に、本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である8,300,000株に係る議決権数83,000個を加算した数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
3. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

4. 一般社団法人YSJアセットマネジメント他1名連名により2019年1月24日付で、大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として現時点における実質所有状況の確認ができないため、上記表には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
一般社団法人YSJアセットマネジメント	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目4-17	1,464,044	4.40
井土 朋厚	福岡県筑紫野市	78,004	0.23
計		1,542,048	4.64

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**1．事業等のリスクについて**

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期、提出日2018年3月28日。有価証券報告書の訂正報告書を含む。)及び四半期報告書(第51期第3四半期、提出日2018年11月14日)(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事由は、以下のとおりです。なお、「事業等のリスク」について変更すべき事由のみを記載したものであり、変更及び追加箇所については、下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(事業等のリスク)

経営に重要な影響を及ぼす事象等

当社グループでは、第43期(平成22年12月期)以降第50期(平成29年12月)まで継続して売上高の減少及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、当連結会計年度においても親会社株主に帰属する当期純損失16億78百万円を計上し、10億57百万円の債務超過となっております。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)の提出日(2018年3月28日)以後、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)までの間において、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(2018年3月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年3月28日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

吉田光一郎を社外取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案 取締役1名選任の件 吉田 光一郎	105,504	3,401	-	(注)1	可決 93.70

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（2018年3月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生年月日

平成30年3月13日

2. 当該事象の内容

特別損失の計上について

1) 減損損失の計上：36百万円

当社が運営する「茶月 森下店」が立地する販売環境の悪化により、営業損失が継続したため、今後長期間にわたり回復が見込めないと判断致しました。当該店舗及び同様に営業損失が継続し、今後長期間にわたり回復が見込めないと判断される店舗の固定資産の回収可能価額について、資産価値をゼロとして、帳簿価額8百万円を減損損失として特別損失に計上致しました。

また、子会社の㈱スパイシークリエイトにおいて、営業損失が継続したため、今後長期間にわたり回復が見込めないと判断したため、店舗の固定資産の回収可能価額について、資産価値をゼロとして、帳簿価額28百万円を減損損失として計上致しました。

2) 閉店店舗にかかる閉鎖損失引当金の経常：11百万円

当社が運営する「小僧寿し」、㈱スパイシークリエイトが運営する「茶月」の店舗閉鎖にかかり、11百万円を閉鎖損失引当金として計上致しました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年12月期において、下記の特別損失を計上致しました。

<個別>

特別損失 固定資産の減損損失：7百万円
閉鎖損失引当金：4百万円

<連結>

特別損失 固定資産の減損損失：36百万円
閉鎖損失引当金：11百万円

（2018年4月23日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成30年4月23日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社デリズ（以下、「デリズ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株式交換の相手会社についての事項

ア 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社デリス
(2) 本店の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目4番17号6F
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 井土 朋厚
(4) 資本金の額	82百万円
(5) 純資産の額	377百万円
(6) 総資産の額	167百万円
(7) 事業の内容	宅配代行サービス

イ 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益(百万円)

事業年度	平成28年7月期	平成29年7月期	平成30年2月期
売上高	269	740	483
営業利益	0.02	33	23
経常利益	0.6	11	18
純利益	160	0.7	17

ウ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
井土 朋厚	82.7%

エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	資本関係はございません。
人的関係	人的関係はございません。
取引関係	当社とデリスは、商材仕入の取引がございます。

(2) 株式交換の目的

当社は、持ち帰り寿し店「小僧寿し」及び「茶月」等のブランドを中心に、全国で261店舗（平成30年3月31日現在）を展開しておりますが、平成28年5月度に新たな成長戦略に基づく事業運営方針を公表し、「小僧寿しグループ」が持つブランド価値の最大化を成長戦略の基軸として、今以上に愛されるブランドへと進化するため消費者のライフスタイルとニーズに即した「新生小僧寿し」「新生茶月」のリブランド開発の推進、全国を網羅するフランチャイズ事業体制の再構築を進めております。更に「宅配事業」の他、「高齢者・介護関連事業」への参入を通じて、国内外で有数の複合的な業態のフランチャイズ企業を目指した取り組みを進めております。

デリスは、「ニッポンに、出前革命を起こす」というスローガンのもと、「専門店の「うまい！」をご家庭で！」というコンセプトで、これまで専門料理店でしか味わえなかった、美味しいメニューを掲載したメニューカタログの発刊およびWEBサイトの運営とそれに伴う店舗の運営を通して、お客様に「おいしさ」「便利さ」「笑顔」をお届けしております。

当社は、事業運営方針にて公表した宅配事業の推進を、今後の重要な成長戦略として位置付けております。デリズの保有する宅配事業のノウハウ及び宅配代行サービスの機能を共有する事で、当社宅配事業における配送機能の大幅な拡充と自社店舗網のデリバリー拠点化を進めてまいります。その過程におきまして、双方の事業シナジーを最も有効に活かすために、当社は、同社の効率的な業務遂行及びより迅速かつ機動的な決定を図るためには、段階的に歩みを進める資本業務提携ではなく、同社を完全子会社化することが、当社グループの事業拡充や企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。同社の株式の取得に際しては、今後の事業拡大に伴う手元流動性資金確保等の観点から、金銭による取得ではなく株式交換にて完全子会社化することが相当であると判断したことから、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

ア 株式交換の方法

当社を完全親会社、デリズを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換において、当社は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに、デリズは平成30年5月2日開催の臨時株主総会において本株式交換の承認を得た上で、平成30年6月1日を効力発生日として行う予定です。

イ 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	株式会社デリズ (完全子会社)
株式交換比率	1	59.2
割当株数	59,000株	3,493,421株

(注1) 株式交換による割当株数

デリズの普通株式1株に対して、当社の普通株式を59.2株割当交付します。

(注2) 株式交換により発行する新株式数等

普通株式3,493,421株(平成30年3月31日現在の発行済株式数に占める割合:11.7%)

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満株式)を保有することになるデリズの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対してその保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。当社の完全子会社となるデリズの発行する全ての新株予約権については、平成30年5月2日に開催予定のデリズの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、デリズは新株予約権付社債を発行しておりません。

ウ その他の株式交換契約の内容

当社が株式会社デリズとの間で、平成30年4月23日に締結した本株式交換契約の内容は、以下の通りです。

株式交換契約書

株式会社小僧寿し(住所:東京都品川区西五反田一丁目3番8号。以下「甲」という。)と株式会社デリズ(住所:福岡県福岡市博多区博多駅東2-4-17-6F。以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交換)

第1条 本契約に定めるところに従い、乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

（株式交換に際して乙の株主に交付する甲の株式の数及びその割当てに関する事項）

- 第2条 甲は、本株式交換に際して発行する普通株式3,493,321株を、効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。）に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式59株の割合をもって割り当てる。
- 2 前項に従って乙の株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

- 第3条 増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。
- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 資本金の額 | 金0円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円 |

（必要な手続の履行）

- 第4条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本株式交換に必要な手続（株主総会の決議による承認が必要な場合には、その承認を受けることを含む。）を行うものとする。

（表明及び保証）

- 第5条 甲及び乙は、それぞれ、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
- (1) 自己の株主が株主名簿の通りであり、株主に反社会的人物が存在しないこと。
 - (2) 自己が提出した自己の財務諸表の内容が真実かつ適正であることを保証し、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債務が存在しないこと。
 - (3) 自己の従業員に対して未払いの賃料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないこと。
 - (4) 自己が所有する土地や建物に有害物質による汚染は無いこと。
 - (5) 自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していないこと。
 - (6) 自己が第三者から何らクレームや訴訟等を受けておらず、その他、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないこと。
- 2 甲及び乙は、それぞれ、甲の表明保証事項及び乙の表明保証事項のいずれかが真実ではなく、又は正確ではないことを知った場合には、真実ではなく、又は正確ではない事項を相手方に通知し、直ちに是正措置を講じるものとする。

（本契約締結以降の事業運営）

- 第6条 甲及び乙は、効力発生日まで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

（効力発生日）

- 第7条 効力発生日は、平成30年6月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式交換契約の承認）

- 第8条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

（解除）

- 第9条 甲又は乙は、効力発生日の前日までに限り、次の各号に定める場合には、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 相手方の表明保証事項が、重要な部分において真実ではなく、又は正確でなかったことが判明した場合
 - (2) 相手方が本契約に基づく義務の全部若しくは一部を履行せず、又は本契約に違反した場合において、催告後10日を経過しても当該義務を履行せず、又は当該違反状態を是正しない場合
 - (3) 効力発生日の前日までに必要な手続を履行することができなかった場合
 - (4) 相手方の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合
 - (5) 本株式交換の実行に重大な支障が生じ、又は判明した場合

（譲渡禁止）

- 第10条 甲及び乙は、本契約上の権利義務を、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に対し、譲渡若しくは移転し、又は担保の用に供することができないものとする。

（紛争解決）

- 第11条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

- 第12条 本契約に定めのない事項及び本契約の定める各条項の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成して、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月23日

甲：東京都品川区西五反田一丁目3番8号
株式会社小僧寿し
代表取締役 小林 剛

乙：福岡県福岡市博多区博多駅東2-4-17-6F
株式会社デリズ
代表取締役 井土 朋厚

エ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びデリズは、独立した第三者算定機関である河野公認会計士事務所から当社が提出を受けた株式交換比率の算定結果並びに両社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて慎重に協議を重ねた結果、最終的には上記株式交換比率が河野公認会計士事務所が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り合意しました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社及びデリズの協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社は当社及びデリズから独立した第三者算定機関である河野公認会計士事務所に依頼をし、平成30年4月20日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。なお、河野公認会計士事務所は当社及びデリズの関連当事者に該当しません。

算定の概要

当社については、東京証券取引所JASDAQ市場に上場していることから、市場株価方式（算定基準日を平成30年4月20日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値の単純平均）を算定の基礎としております。

採用手法	算定結果（円/株）
市場株価法	77～80

デリズが策定した3ヶ年（平成31年2月期～平成33年2月期）の事業計画を[TSE1]財務予測（DCF法による将来キャッシュ・フローの予測期間）として採用しております。当該事業計画において、平成31年2月期に14店舗の直営新規出店、平成32年2月期に9店舗の直営新規出店、平成33年2月期に11店舗の直営新規出店を計画しており、これより3ヶ年において合計34店舗の新規出店を予定しており、直営店の出店増加に伴い、各期の売上高については、平成31年2月期が1,391百万円、平成32年2月期が2,148百万円、平成33年2月期が3,576百万円、各期の営業利益については、平成31年2月期が39百万円、平成32年2月期が131百万円、平成33年2月期が220百万円、各期のCFについては、平成31年2月期が14百万円、平成32年2月期が63百万円、平成33年2月期が122百万円を見込んでおります。なお、DCF法による平成33年2月期以降の継続価値については、平成33年2月期の事業計画値を同条件により評価し、かつ、成長率0%として算定しております。また、当社は当該株式価値の評価として、FCFを5ヶ年分として算定しておりますが、その論拠は、デリズの主たる店舗の定借契約の期間が5年であり、当該契約の消失が事業継続の不能であることに基づきます。なお、FCFの額は833百万円と評価しております。

採用手法	算定結果（円/株）
DCF法	4,377～4,623

以上の結果、株式交換比率は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率
当社	デリズ	
市場株価法	DCF法	1：56.1～59.2

河野公認会計士事務所は、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則そのまま採用し、採用した情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、河野公認会計士事務所が提出した算定結果は、本株式交換の株式交換比率の公平性・妥当性についての意見を表明するものではありません。

(4) 株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	株式会社小僧寿し
(2) 本店の所在地	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 小林 剛
(4) 資本金の額	27億69百万円
(5) 純資産の額	264百万円
(6) 総資産の額	1,526百万円
(7) 事業の内容	宅配代行サービス

（2018年4月27日提出の訂正臨時報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、平成30年4月23日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社デリズ（以下、「デリズ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、記載に一部誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は下線を付して表示しております。

（訂正前）

（1）株式交換の相手会社についての事項

エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	資本関係は <u>ございません。</u>
人的関係	人的関係は <u>ございません。</u>
取引関係	当社とデリズは、商材仕入の取引が <u>ございます。</u>

（訂正後）

（1）株式交換の相手会社についての事項

エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はデリズ株式6,000株（発行済株式総数に対する9.23%）を保有しております。 <u></u>
人的関係	人的関係は <u>ございません。</u>
取引関係	当社とデリズは、商材仕入の取引が <u>ございます。</u>

（訂正前）

（3）株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

イ 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 （完全親会社）	株式会社デリズ （完全子会社）
株式交換比率	1	<u>59.2</u>
割当株数	59,000株	<u>3,493,421株</u>

（注1） 株式交換による割当株数

デリズの普通株式1株に対して、当社の普通株式を59.2株割当交付します。

（注2） 株式交換により発行する新株式数等

普通株式3,493,421株（平成30年3月31日現在の発行済株式数に占める割合：11.7%）

（注3） 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになるデリズの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対してその保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（注4） 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。当社の完全子会社となるデリズの発行する全ての新株予約権については、平成30年5月2日に開催予定のデリズの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、デリズは新株予約権付社債を発行していません。

(訂正後)

(3) 株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

イ 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	株式会社デリズ (完全子会社)
株式交換比率	1	59.19
割当株数	59,000株	3,493,423株

(注1) 株式交換による割当株数

デリズの普通株式1株に対して、当社の普通株式を59.19株割当交付します。

(注2) 株式交換により発行する新株式数等

普通株式3,493,423株（平成30年3月31日現在の発行済株式数に占める割合：11.7%）

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになるデリズの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対してその保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。当社の完全子会社となるデリズの発行する全ての新株予約権については、平成30年5月2日に開催予定のデリズの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、デリズは新株予約権付社債を発行しておりません。

(注5) 割当てられる株数について

デリズより割当てられる株数は、発行株式総数65,000株より、当社保有株の6,000株をのぞいた59,000株となります。

(訂正前)

株式交換契約書

第2条 甲は、本株式交換に際して発行する普通株式3,493,321株を、効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。）に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式59株の割合をもって割り当てる。

(訂正後)

株式交換契約書

第2条 甲は、本株式交換に際して発行する普通株式3,493,423株を、効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。）に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式59.19株の割合をもって割り当てる。

（2018年5月15日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．当該事象の発生年月日

平成30年5月15日

2．当該事象の内容

特別損失の計上について

減損損失の計上：131百万円

当社における複合型宅配事業の推進を図る中で、当該ビジネスモデルを実施する為の店舗造作等の資産除去債務について再度見積もりを実施した結果、新たに資産除去債務の計上等を致しましたが、当該対象店舗において、固定資産等の減損損失を計上しているため、131百万円を減損損失として計上致しました。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年12月期において、下記の特別損失を計上致しました。

<個別>

資産除去債務の減損損失：119百万円

<連結>

資産除去債務の減損損失：131百万円

（2018年9月21日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年8月14日

(2) 当該事象の内容

特別損失の計上について

段階取得に係る差損：23百万円

当社は、平成30年4月22日株式会社デリズの株式を6,000株取得し、平成30年6月1日に株式交換により株式会社デリズの株式59,000株を取得いたしました。これにより、段階取得にかかる差損として23百万円を特別損失として計上することいたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年12月期の連結決算に、下記の特別損失を計上いたしました。

<連結>

段階取得による差損：23百万円

（2019年1月18日提出の臨時報告書）

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成31年1月11日

(2) 当該事象の内容

当社は平成30年6月1日に株式交換にて子会社化しました、株式会社デリズ（以下、「デリズ社」といいます。）の、のれんの帳簿価額である790百万円を減損損失として特別損失に計上することと致しました。これは、デリズ社の出店候補地における物件取得が計画通りに進まず、当初出店計画17店舗に対し、実績12店舗と計画を下回り、また既存店および新店での人材確保のための投資を継続して参りましたが、想定の人材確保に至らず、当初計画においては、739百万円の売上高を計画しておりましたが、計画比69百万円減収の670百万円となりました。営業利益においては、人材確保の為にアルバイト時給単価の引き上げによる人件費の支出増等のコスト吸収が出来ず、計画比62百万減益の50百万円の営業損失となりました。結果、減収減益となったことにより、株式取得の際に検討した事業計画において想定していた利益計画の見直しを行った結果、会計上厳格かつ保守的に見積もることが相当であるとの判断に至ったものであります。

当社の連結子会社である株式会社東京小僧寿し（以下、「東京小僧寿し社」といいます。）及び株式会社スパイシークリエイト（以下、「スパイシークリエイト社」といいます。）にて活用しております業務統合システムについて、販売環境の悪化により営業損失が継続したため、当社にて保有する業務統合システムの固定資産の回収可能価額について、資産価値をゼロとして、東京小僧寿し社において使用する業務統合システムの帳簿価額31百万円、スパイシークリエイト社において使用する業務統合システムの帳簿価額7百万円、合わせて38百万円を減損損失として特別損失に計上致しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年12月期の連結決算に減損損失828百万円を特別損失として計上する予定であります。

（2019年3月13日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成31年3月13日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、平成31年3月27日開催予定の第51期定時株主総会に「会計監査人選任の件」について付議することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称 監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称 至誠清新監査法人

(2) 異動の年月日

平成31年3月27日（第51期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成30年3月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の現任会計監査人である至誠清新監査法人は、平成31年3月27日開催予定の当社第51期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、現任会計監査人である至誠清新監査法人と、監査業務体制及び内部統制の改善についての継続的な協議を行ってまいりました。しかしながら、前期において顕在化した、決算・財務報告プロセスの各種資料における整備の不備に起因し、決算日程が流動的であることから、現任会計監査人より、監査対応人員の確保が困難であるため、監査契約の更新を差し控えたい旨の打診を受けました。そこで、当社は現任会計監査人と誠実に協議をした結果、現任会計監査人と監査契約を継続しないことといたしました。当該状況を踏まえ、当社は複数の監査法人を候補対象者として検討した結果、監査法人エリアにおいて、ガバナンス・マネジメント、品質管理体制ならびに当社グループの理解を踏まえ、独立性を含め総合的に検討し、当社の会計監査人として選任することが適当であると判断し、後任として新たに監査法人エリアを選任する議案の内容を決定したものであります。

なお、退任にあたり至誠清新監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)の提出日(2018年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2019年3月26日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年6月1日 (注)1	3,492,423	33,246,765	-	2,769,338	356,227	1,665,453

(注) 2018年6月1日付で株式会社デリスとの株式交換により、発行済株式総数が3,492,423株、資本準備金が356,227千円がそれぞれ増加しております。

4. 最近の業績の概要

2019年2月14日開催の取締役会において承認された第51期(自2018年1月1日 至2018年12月31日)に係る連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりです。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当連結会計年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	220,303	138,396
受取手形及び売掛金	257,407	343,777
商品	88,878	75,984
未収入金	37,845	36,742
その他	152,097	167,670
貸倒引当金	15,058	30,153
流動資産合計	741,474	732,417
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	967,022	961,343
減価償却累計額	958,201	914,644
建物及び構築物（純額）	8,821	46,698
機械装置及び運搬具	16,203	9,249
減価償却累計額	10,639	9,249
機械装置及び運搬具（純額）	5,564	-
工具、器具及び備品	463,088	427,646
減価償却累計額	425,844	418,487
工具、器具及び備品（純額）	37,243	9,158
リース資産	8,534	15,435
減価償却累計額	8,534	8,649
リース資産（純額）	-	6,786
有形固定資産合計	51,629	62,643
無形固定資産		
のれん	15,995	-
ソフトウェア	30,751	11,688
その他	-	167
無形固定資産合計	46,747	11,856
投資その他の資産		
投資有価証券	7,232	7,232
敷金及び保証金	641,696	600,507
破産債権等に準ずる債権	219,280	234,187
その他	36,328	22,038
貸倒引当金	218,261	241,579
投資その他の資産合計	686,275	622,385
固定資産合計	784,652	696,885
資産合計	1,526,126	1,429,303

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成29年12月31日）	当連結会計年度 （平成30年12月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	455,751	470,124
短期借入金	10,029	203,181
1年内返済予定の長期借入金	5,714	160,052
未払金	309,317	398,078
未払法人税等	12,561	28,274
資産除去債務	21,382	15,732
店舗等閉鎖損失引当金	37,422	27,230
その他	94,248	180,944
流動負債合計	946,426	1,483,618
固定負債		
社債	6,000	405,500
長期借入金	3,132	162,166
リース債務	-	6,650
繰延税金負債	699	12,275
資産除去債務	231,411	328,356
その他	74,068	78,173
固定負債合計	315,311	993,122
負債合計	1,261,737	2,476,740
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,769,338	2,769,338
資本剰余金	1,521,820	1,878,047
利益剰余金	4,020,794	5,689,238
自己株式	7,415	7,426
株主資本合計	262,948	1,049,279
新株予約権	1,440	1,842
非支配株主持分	-	-
純資産合計	264,389	1,047,436
負債純資産合計	1,526,126	1,429,303

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成29年1月1日	(自	平成30年1月1日
	至	平成29年12月31日)	至	平成30年12月31日)
売上高		5,411,482		5,517,458
売上原価		2,990,271		2,784,449
売上総利益		2,421,211		2,733,008
販売費及び一般管理費		2,773,625		3,324,681
営業損失()		352,413		591,672
営業外収益				
受取利息		3,858		999
受取賃貸料		105,411		96,316
その他		7,230		13,669
営業外収益合計		116,500		110,986
営業外費用				
支払利息		1,334		6,199
賃貸資産関連費用		86,085		85,382
債権譲渡損		11,745		-
その他		23,859		34,868
営業外費用合計		123,025		126,450
経常損失()		358,938		607,136
特別利益				
新株予約権戻入益		-		1,440
特別利益合計		-		1,440
特別損失				
固定資産除却損		1,705		5,022
店舗等閉鎖損失引当金繰入額		25,803		16,444
減損損失		79,559		195,738
段階取得に係る差損		-		23,773
のれん償却額		-		790,029
その他		11,480		-
特別損失合計		118,548		1,031,008
税金等調整前当期純損失()		477,486		1,636,703
法人税、住民税及び事業税		12,416		20,163
法人税等調整額		699		11,576
法人税等合計		13,115		31,740
当期純損失()		490,602		1,668,444
非支配株主に帰属する当期純損失()		7,978		-
親会社株主に帰属する当期純損失()		482,623		1,668,444

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
当期純損失()	490,602	1,668,444
包括利益	490,602	1,668,444
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	482,623	1,668,444
非支配株主に係る包括利益	7,978	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,769,338	1,521,820	3,538,171	7,415	745,572
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失()			482,623		482,623
自己株式の取得					
株式交換による増加					
新株予約権の発行					-
新株予約権の失効					
吸収合併(共通支配下の取引)					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	482,623	-	482,623
当期末残高	2,769,338	1,521,820	4,020,794	7,415	262,948

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	-	9,635	755,208
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失()			482,623
自己株式の取得			
株式交換による増加			
新株予約権の発行	1,440		1,440
新株予約権の失効			
吸収合併(共通支配下の取引)		1,657	1,657
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		7,978	7,978
当期変動額合計	1,440	9,635	490,818
当期末残高	1,440	-	264,389

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,769,338	1,521,820	4,020,794	7,415	262,948
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,668,444		1,668,444
自己株式の取得				11	11
株式交換による増加		356,227			356,227
新株予約権の発行					
新株予約権の失効					
吸収合併（共通支配下の取引）					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	356,227	1,668,444	11	1,312,228
当期末残高	2,769,338	1,878,047	5,689,238	7,426	1,049,279

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,440	-	264,389
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,668,444
自己株式の取得			11
株式交換による増加			356,227
新株予約権の発行	1,842		1,842
新株予約権の失効	1,440		1,440
吸収合併（共通支配下の取引）			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	401	-	1,311,826
当期末残高	1,842	-	1,047,436

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	477,486	1,636,703
減価償却費	39,410	38,027
のれん償却額	4,681	827,649
敷金償却	-	4,600
減損損失	79,559	195,738
貸倒引当金の増減額(は減少)	86,143	30,251
固定資産除却損	-	7,326
固定資産売却損益(は益)	1,705	-
賞与引当金の増減額(は減少)	554	-
店舗等閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	32,324	11,175
受取利息及び受取配当金	3,858	999
支払利息	1,334	6,199
売上債権の増減額(は増加)	50,433	32,589
たな卸資産の増減額(は増加)	16,166	16,534
破産債権等に準ずる債権の増減額(は増加)	4,852	11,524
仕入債務の増減額(は減少)	48,382	22,753
未払金の増減額(は減少)	23,742	36,552
未払消費税等の増減額(は減少)	80	20,610
その他の流動資産の増減額(は増加)	24,072	2,125
その他の流動負債の増減額(は減少)	213	38,798
その他の固定資産の増減額(は増加)	84,687	-
その他の固定負債の増減額(は減少)	4,007	-
その他	27,072	65,752
小計	222,856	425,579
利息の支払額	33	4,506
利息及び配当金の受取額	8,919	2,014
法人税等の支払額	11,629	4,450
営業活動によるキャッシュ・フロー	225,599	432,522
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	62,583	53,926
無形固定資産の取得による支出	36,491	1,000
有形固定資産の売却による収入	247	-
投資有価証券の取得による支出	-	29,127
投資有価証券の売却による収入	-	29,127
短期貸付金の増減額(は増加)	-	23,993
資産除去債務の履行による支出	28,644	36,889
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	54,923
敷金の差入による支出	10,775	7,374
敷金の回収による収入	85,687	41,469
貸付けによる支出	2,397	115,000
貸付金の回収による収入	9,946	54,725
その他	2,098	3,767
投資活動によるキャッシュ・フロー	42,912	200,681
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	11
短期借入金の純増減額(は減少)	9,155	181,339
社債の発行による収入	-	400,000
社債の償還による支出	-	499
長期借入金の返済による支出	6,420	24,199
その他	3,065	6,257
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,641	562,887
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	287,153	70,316
現金及び現金同等物の期首残高	558,721	271,568
現金及び現金同等物の期末残高	271,568	201,252

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループでは、第43期（平成22年12月期）以降第50期（平成29年12月期）まで継続して売上高の減少及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、当連結会計年度においても親会社株主に帰属する当期純損失16億68百万円を計上し、10億47百万円の債務超過となっております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは当該事象又は状況を解消するため、以下の施策を進め、当社グループの収益構造を抜本的に改革していくとともに、財務基盤の強化を図ります。

1) 「小僧寿し」及び「茶月」店舗のリブランド・プロジェクト

幅広い世代に必要とされ、今以上に愛されるブランドへと進化するため、現在の消費者のライフスタイルやニーズに即した店舗を開発し、全国の直営店舗及びフランチャイズ店舗について、リブランド化を進めてまいります。

当連結会計年度においては、リブランド店舗の開発として、「既存の持ち帰り寿し店舗」に、唐揚げブランドを併設した店舗を開発し、お寿司の提供に留まらない、お寿司以外の中食需要に合う店舗への移行に着手いたしました。

今後、唐揚げブランドのみならず、「とんかつ」「天井」「海鮮丼」などの複合的なブランドを併設の検討、資本業務提携先である株式会社JFLAホールディングスの運営するブランドとの連携による、新ブランドの併設などを検討、より多くのお客様のニーズに即した店舗の開発・運営を進め、収益力の向上を図ってまいります。

2) デリバリー事業の推進

株式会社デリズの運営する複合型宅配事業の店舗展開を中心に、1) 小僧寿し既存店舗を活用したデリバリー店舗の展開、2) 株式会社JFLAホールディングスが運営するブランドのデリバリー導入、3) 人気レストランおよびシェフとのコラボレーションによるデリバリーブランドの開発を進めてまいります。

当連結会計年度においては、15店舗（当初計画は19店舗）のデリバリー店舗を出店し、デリバリーエリアの拡大を図りました。また、小僧寿し店舗のデリバリー店舗化を実施し、資産の有効活用および収益構造改善に着手いたしました。

今後、更に小僧寿し店舗のデリバリー店舗化を推し進め収益構造の改善を図るとともに、新たなデリバリーブランドの導入を加速化させ、消費者ニーズに応えるべく、利便性が高く取り扱い商品に限定されない総合的なバーチャル・レストランを構築し、収益力の向上を図ってまいります。

3) 本部機能の統合による経費削減

当社グループでは、子会社各社に本部機能を持たせておりましたが、当連結会計年度におきましては、一部子会社の本部機能を統合することによるコスト削減を実施致しました。今後、更に管理機能の実態分析を行い、組織体系の変更による人員配置の見直しによって業務の効率化を図り、人件費を含む経費の削減に努めてまいります。

以上の施策を通じて、安定的な利益の確保と財務体質の改善を図り債務超過解消に努めてまいります。必要に応じて資本増強策を検討してまいります。

しかしながら、各施策は実施途上にあり、当連結会計年度末時点では、各施策の効果は現れておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別のセグメントから構成されており、「持ち帰り寿し事業等」、「デリバリー事業」、「介護・福祉事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、株式会社デリズを連結の範囲に含めたことに伴い、「デリバリー事業」を報告セグメントとして新たに追加しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表計 上額(注)2
	持ち帰り寿し 事業等	介護・福祉事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,207,892	203,589	5,411,482	-	5,411,482
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,265	-	4,265	4,265	-
計	5,212,158	203,589	5,415,748	4,265	5,411,482
セグメント利益又は損失 ()	263,456	88,433	351,890	522	352,413
その他の項目					
減価償却費	38,772	638	39,410	-	39,410

(注)1. セグメント損失の調整額には、セグメント間取引消去 522千円が含まれております。

2. セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸 表計上額 (注)1
	持ち帰り寿 し事業等	デリバリー 事業	介護・福祉 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,752,547	487,253	277,657	5,517,458	-	5,517,458
セグメント間の内部売上高又 は振替高	2,531	8,393	-	10,924	10,924	-
計	4,755,078	495,647	277,657	5,528,383	10,924	5,517,458
セグメント利益又は損失()	461,671	60,154	69,846	591,672	-	591,672
その他の項目						
減価償却費	28,768	7,242	344	36,355	-	36,355

(注)1. セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

2. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

〔関連情報〕

前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前連結会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	持ち帰り寿し事業等	介護・福祉事業	全社・消去	合計
減損損失	79,559	-	-	79,559

当連結会計年度（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	持ち帰り寿し事業等	デリバリー事業	介護・福祉事業	全社・消去	合計
減損損失	183,414	8,252	4,071	-	195,738

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	持ち帰り寿し事業等	介護・福祉事業	全社・消去	合計
当期償却額	4,681	-	-	4,681
当期末残高	15,995	-	-	15,995

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(単位:千円)

	持ち帰り寿し事業等	デリバリー事業	介護・福祉事業	全社・消去	合計
当期償却額	1,170	37,620	-	-	38,790
当期末残高	-	-	-	-	-

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり純資産額 8円84銭	1株当たり純資産額 31円57銭
1株当たり当期純損失金額() 16円22銭	1株当たり当期純損失金額() 52円49銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)
1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額 ()(千円)	482,623	1,668,444
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額()(千円)	482,623	1,668,444
期中平均株式数(株)	29,747,812	31,795,382
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	新株予約権(新株予約権の4,870 個 普通株式487千株) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1.株式等の 状況 (2)新株予約権等の状況」に 記載の通りであります。	新株予約権(新株予約権の1,770 個 普通株式177千株) なお、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1.株式等の 状況 (2)新株予約権等の状況」に 記載の通りであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年3月28日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年4月2日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年4月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第3四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成 30 年 3 月27日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高 砂 晋 平 印
------------------------	-------	-----------

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森 脇 淳 印
------------------------	-------	---------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降、継続して売上高の減少及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿しの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社小僧寿しが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、特定した必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 3 月27日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	高 砂 晋 平 印
------------------------	-------	-----------

代 表 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	森 脇 淳 印
------------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿しの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降、継続して売上高の減少及び当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月13日

株式会社小僧寿し
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 高砂 晋平 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森脇 淳 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析のその他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降、継続して売上高の減少及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また、当第3四半期連結累計期間においても親会社株主に帰属する四半期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。